

第6期障がい福祉計画（素案）に関するご意見・ご提案（パブリックコメント）の内容及び対応方針

No	ご意見・ご提案の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>第1章 計画策定の概要 1 計画策定の背景・趣旨 2 ページ</p> <p>・計画策定の目的の明記 計画策定の背景・趣旨からは、「策定が義務付けられているので作成している」という背景説明に終始している印象を受けた。「本計画を策定することにより、〇〇を改善し、△△を達成する」のような記載を追加し、本計画策定の趣旨・目的を明確に示すことが望ましい。</p>	<p>御指摘のとおり、計画策定の趣旨・目的が不明確な部分があるため、いただいた御意見を踏まえまして、2ページの本文10行目に次の文を挿入します。</p> <p>〈挿入する文〉 本計画は、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定いたします。</p>
2	<p>第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状 1 データでみる障がい者の状況 11～23 ページ</p> <p>・必要な情報の追加・統一で、荒尾市の課題を明記 （2）高齢化の状況では、全国や熊本県との比較データが示されているが、（3）～（6）の各障がい者の状況ではそれがないため、荒尾市が他の自治体と比較してどういう状況・特徴を有しているのかが分からない。 また、（7）就学状況では、どのような障がい者を有して子どもが多いのか、それは他の自治体と比較してどうなのかが分からない。 荒尾市において求められる支援の在り方は、総数だけでなくその内訳や他の自治体との比較などによって大きく変わってくる（他自治体ベースでいいのか、独自に重点を置くべき部分</p>	<p>御意見をふまえて、（4）身体障害者手帳、（5）療育手帳、（6）精神障害者保健福祉手帳の各交付者数の人口に占める割合につきまして、本市と熊本県、国との比較グラフを追加掲載いたします。掲載箇所は、14ページ、17ページ及び20ページです。</p> <p>なお、（3）障がい者の状況で記載している区分のうち、上記3手帳の交付者数以外の、自立支援医療利用者数、難病医療費助成利用者数に関しましては、比較可能なデータの確認が困難であることから、グラフの掲載は見送ります。 就学状況に関しましては、障がい種別ごとの統計をとっておらず、他自治体との比較ができない状況です。</p>

No	ご意見・ご提案の内容		ご意見に対する市の考え方
		<p>はないか等)と考えられるので、他自治体との比較やその内訳について、追記することが望ましい。</p>	
3	<p>第3章 計画の基本方針 2 国の基本指針に基づく成果目標の設定 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 26 ページ</p>	<p>・家族支援の重要性(施設か、自立かという視点に感じられる) 福祉行政は全般に、「施設か、自立か」という2択になりがちに映る。しかし一般論としては、同居が出来るのであれば、家族との同居が本人にとっては容易かつ経済的にも望ましいアプローチである。また、行政の費用等負担の軽減の観点からも、同居の推進は好ましい方向性である。</p> <p>しかし実際は、同居家族の負担感の大きさから困難を伴っている。</p> <p>よって、「在宅支援の充実による家族負担の軽減と同居の推進」することで、同居家族の負担を軽減し、本人に家族との同居という選択肢を提供し、行政負担の軽減を企図するという政策を、「実績と所要見積もりから積み上げる」(p35)のではなく、「荒尾市が考える望ましい」方向として目標値を定め、障がい者支援の一つの柱とすることが望ましい。</p>	<p>在宅支援の充実による家族負担の軽減につきましては、市としても必要性を感じております。</p> <p>障がい者施策全般に関する事項を定めた基本計画である「第3次荒尾市障がい者計画」において、在宅生活における福祉サービスの充実に向けた取組みとして、居宅支援等の訪問系サービスや短期入所、生活介護等の在宅福祉サービスの基盤整備を推進しており、それに基づき、第6期障がい福祉計画では提供体制の確保に係る必要量を見込んでおります。</p> <p>同居の推進につきましては、家族の高齢化が進んでいることにより、困難であるという現状があります。また、地域生活への移行につきましては、1人暮らし、家族との同居、グループホームの利用等が想定され、どのような生活を望むかは本人が選択するものですので、市として家族との同居の積極的な推進は考えておりません。</p> <p>市としては、本人が望む生活が実現できるよう、在宅福祉サービスの基盤整備やグループホームの確保に努めてまいります。</p>

No	ご意見・ご提案の内容	ご意見に対する市の考え方
4	<p>第3章 計画の基本方針 2 国の基本指針 に基づく成果目標 の設定 (4) 障がい児支 援の提供体制の整 備等 30 ページ</p> <p>・ 荒尾市への児童発達支援センターの新設 有明圏域の児童発達支援センターは玉名市 に所在している。子どもの発達に関する所見や アドバイスの提供が直接対面しないと難しい 分野であることを考慮すれば、荒尾市に在住す る子育て世代は、子どもの発達に関する相談へ のアクセスが極めて悪いといえる。</p> <p>「市町村単独での設置が困難な場合は圏域で あっても差し支えない」という、基盤の弱い町 村を念頭においた例外条項を、一定規模の人口 を有する荒尾市に適用することには違和感も ある。</p> <p>荒尾市の持続的な発展のためには、子育て世 帯をいかに誘引するかが重要であり、そのため には子育て環境の改善が必要である。</p> <p>シティモール周辺の再開発地域や南新地地 区を中心に子育て世代の誘引を政策的に企図 している部分もあると考えられ、荒尾市内への 児童発達支援センターの新設は、速やかに検 討・実施が望ましい施策である。</p>	<p>御意見のとおり、児童の発達に関する相談等につきまし ては、対面での支援の必要性が高いものであると認識して おります。児童発達支援センターにつきまして、身近な地 域にあることが望ましいと考えますが、地域の中核的な療 育支援施設であるとの位置づけであり、高い専門性が求め られるため、人材確保が困難な状況です。</p> <p>現在、本市では、福祉課や教育委員会に臨床心理士を配 置し、保育園や学校等の職員や保護者に対する助言等の支 援を行い、児童発達支援センターの機能の一部を担ってお ります。</p>

No	ご意見・ご提案の内容	ご意見に対する市の考え方
5	<p>第3章 計画の基本方針 2 国の基本指針 に基づく成果目標 の設定 (5) 相談支援体制の充実・強化等 32 ページ</p> <p>・各地域における相談支援事業所の運営継続 相談支援体制は、当面は相談支援事業所が担うこととされているが、基幹相談支援センターの設置後にどうなるかが不明である。移動等に制約を抱える障がい者等及び家族にとって、行動圏内（可能であれば地域コミュニティ内）に相談先があることは重要であるため、サイズダウンした形でもいいので、相談支援事業所を存続させることが望ましい。</p> <p>・相談実施手段の選択肢の追加（オンライン相談・情報共有態勢の整備） 子育て世代は一般に、ICT に慣れ親しんだ若年層が中心であり、日常の細かな疑問や悩みを相談する手段として、在来型の対面、電話、メールに加え、SNS やインターネット掲示板等のサービスを整備・活用することが望ましい（アクセス制限、利用規定の整備、個人情報への配慮は必要）。</p> <p>他の自治体では、自治体内の社会福祉コミュニティ毎に「〇〇FAQ」、「お悩み相談掲示板」などを開設し、行政とサービス対象者間や、</p>	<p>基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制の強化を図るため、相談支援事業所への専門的指導・助言や人材育成などを行います。</p> <p>基幹相談支援センターの設置後も、相談支援事業所は存続いたしますので、現在と変わらず支援を受けることができます。</p> <p>御指摘のとおり、今後は SNS 等の活用も必要になると考えております。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見・ご提案の内容		ご意見に対する市の考え方
	<p>サービス対象者間での迅速・積極的な情報交換を通じ、問題解決とともに孤独感の軽減にも寄与している。知識や体験の共有も重要な社会資産である。</p>		
6	<p>第3章 計画の基本方針 3 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策 (1) 障がい福祉サービス等の概要と必要量見込み及び確保の方策 6) 発達障がい者等に対応する支援 48 ページ</p>	<p>・レスパイト・ケア実施に係る体制整備の必要性 他の社会福祉分野では、家族の疲労の軽減等を目的に、レスパイト・ケアが実施されている。発達障がい児を持つ家族はそうでない家庭に比べて、時間的制約や精神的負担も大きいことが予想され、いかに愛する子どもであろうと、疲労の蓄積は虐待等のより大きな問題に発展しかねないという懸念もある。 よって、より望ましい子育て環境を提供するため、希望する者は一定期間子どもの預かりサービスを利用できるような体制を整備することが望ましい。 実施に当たっては、専門の人員を有する施設や相当する資質のある個人(認定制?)により、安全性や専門性を担保する必要がある。 また、過度の利用は、特に幼少期において愛</p>	<p>レスパイトケアについては、短期入所や日中一時支援事業などのサービスがあり、それぞれ 42 ページ、64 ページでサービスの概要等を掲載しております。 短期入所は、家族等の事情により短期間の入所を必要とする場合に、施設において必要な支援を行うサービスです。事業所は、一定の基準を満たす必要があります。県が指定を行います。短期入所については、基準に沿った支給量や期間の設定があり、一定期間ごとに必要性の見直しを行っております。 日中一時支援事業は、家族の就労支援や一時的な休息等を目的として、日中活動の場の提供を行います。事業の実施については、適当であると認められる法人に委託しております。</p>

No	ご意見・ご提案の内容		ご意見に対する市の考え方
	<p>着形成上の問題を生じる恐れがあるので、利用機会・期間については、成長・発達の状況を考慮しつつ、一定の上限を設けることが望ましい。</p> <p>対象家庭に対するアンケートや対話を通じて、利用者目線を取り入れた、実効的な制度設計を行うことが望ましい。</p> <p>また、子育て環境改善への具体的な政策実施を通じ、行政の前向きな態度を表すことで、市内外の子育て世帯の市内定住・移住傾向を促す効果も期待できる。</p>		
7	全体的に	<p>最初にデータを提示して、次に目標値や具体的な方策を詳細に示されており、丁寧でわかりやすかった。</p> <p>他に配慮を求めるのは、被介護者の家族について。近年「ヤングケアラー」として問題になるなど注目されている。計画外の事案かもしれないが、大まかでも思案される必要がある。</p>	<p>ヤングケアラー等、被介護者の家族支援については、重要な問題であると考えております。</p> <p>意見3でも記載しておりますが、「第3次荒尾市障がい者計画」において、在宅生活における福祉サービスの充実に向けた取組として、訪問系サービスや在宅福祉サービスの基盤整備を推進しております。被介護者の家族支援については、在宅福祉サービスの基盤整備をすることにより、負担軽減を図っていきたいと考えております。</p> <p>「ヤングケアラー」につきましては、関係各課と連携し、今後の施策推進を図ってまいります。</p>

